

市議会定例会を 開催



第8回岡谷市議会定例会が、12月9日（月）から18日（水）の10日間の会期で開かれました。この議会では、一般会計補正予算や、条例の改正等の審議のほか、一般質問も行われました。主な内容をお知らせします。

条例等

▽岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例、岡谷市職員の給与に関する条例、岡谷市病院料金条例、岡谷市国民健康保険税条例、岡谷市水道事業給水条例を法律の改正等に伴い一部改正することを決めました。また、議員提出の岡谷市医療費特別給付金条例の一部改正は継続審査となりました。

▽諏訪広域連合規約を、介護保険事務の共同実施にあたり、経費の負担割合等一部変更することを決めました。

補正予算

▽平成14年度岡谷市一般会計で、岡谷市職員及び特別職の職員等の給与改定等の補正、基金積立金、市営住宅加茂A・B団地設備改善工

事、県・市議会議員選挙費、文化財調査発掘等事業費（上向遺跡）、第3次総合計画改訂及び基本計画策定業務委託、住民基本台帳ネットワークシステム整備などで3885万3千円を追加し、総額240億5134万8千円とすることを決めました。

▽平成14年度岡谷市国民健康保険事業特別会計、岡谷市老人保健事業特別会計で、法律の一部改正に伴う電算システム改修費、岡谷市霊園事業特別会計で聖地使用料返還金のため、それぞれ補正することを決めました。

一般質問

▽15人の議員が、新年度予算、まちづくり、合併問題、福祉、教育、環境など市政全般にわたり活発な議論を交わしました。

意見書

▽「30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」、「基礎年金の国庫負担金引き上げを求める意見書」、「遺伝子組み換えイネの承認をしないことと食品の全面表示に関する意見書」、「森林・林業政策の充実に関する意見書」を可決し、関係行政庁へ提出することを決めました。



山手町滝ノ沢の『旧岡谷上水道集水溝』が国の登録有形文化財になります

12月6日（金）に開かれた文化審議会は、旧岡谷上水道集水溝を「登録有形文化財」として登録するよう遠山敦子文部科学大臣に答申しました。

旧岡谷上水道集水溝は、大正時代の製糸業の隆盛と急激な人口増に伴って造られた石造りの横井戸です。昭和2年に完成し、翌昭和3年3月から給水・配水を開始しました。昭和63年に廃止されましたが、岡谷水道の歴史を物語る貴重な施設として、施設を管理していた岡谷市水道部を中心に保存の声が強まり、所有者の岡谷十五社神社の賛同を得て、国登録有形文化財の選定を希望していました。

自宅や事業所などの周辺道路の雪かきにご協力を！

Ⅱ 除雪作業にご協力をお願いⅡ

市での道路の除雪は、積雪15cmを超える予想される場合に交通確保のために行います。

市の除雪指定路線は、国道および県道への接続を基準に、市内の主要道路、シルキーバスの運行路線等の道路を除雪します。また、作業時間は、交通量が少なくなる、夜10時前後から翌朝6時を基本として、通勤、通学時間に影響が出ないように行います。

すべての市道を除雪することはできませんので、ご理解ください。

市民のみなさんには、次のことをご承知いただき、除雪作業にご理解、ご協力をお願いします。

次の事項にご協力ください

◇除雪路線については、除雪用重機を使用するため、道路脇に雪が寄せられます。出入りにご迷惑をおかけしますが、ご理解いただき、雪かきのご協力をお願いします。

◇家や事業所周辺の生活道路、歩道の雪かきにご協力ください。

◇水路・側溝へ雪を入れると氾濫の原因となりますので絶対に雪を捨てないでください。

凍結してスリップ事故の原因になりますので、家の雪を道路に出さないでください。

◇凍結してスリップ事故の原因になりますので、家の雪を道路に出さないでください。

◇すべり止めの砂袋は、緊急脱出用にご利用ください。なお、1袋で約15㎡程度の散布量が入っています。

◇路面状況は、気象状況や場所により急激に変化しますので、スピードを出さず安全運転に心がけましょう。

雪捨て場の案内

○市では、雪捨て場を開設しておりますので、ご利用ください。

○雪捨て場は、湖畔公園多目的広場、今井西グラウンド、湊尻川敷、川岸スポーツ広場の4ヶ所です。（除雪マニュアルおよび12月15日号「広報おかや」の別刷を参照してください）

○開設時間は、7時～16時30分です。
○雪捨ては、奥から逐次お願いします。

※除雪・融雪についてのお問い合わせは、**市土木公園課維持担当**（☎23-4811 内線1321・1322）まで。

中学生の税に関する作文

(岡谷市長賞) 優良賞3編を紹介します

税の役割について

岡谷東部中学校3年

林^{はやし} あゆみさん

「税について」の作文を書くにあたって、もしも税を納める制度がなかったら世の中はどのようなか考えてみました。

まず一番身近なところで学校は存在しないと思います。そうすると私たちは、どこで勉強したり、友だちを作ったりすればいいのでしょうか。

次に、公共事業もなくなるでしょう。そうすると今のようなアスファルトの道もなく、信号機も横断歩道も何もない街を想像するとこわくてたまりません。交通事故が多発し、外をおちおち歩けなくなるでしょう。水道もそうです。蛇口を開くと簡単に出てくる水もダムや浄水場がなくなれば一杯の水を飲むことも、お風呂に入ることも困難になると思います。水がなければ生きていくこともできません。

せん。

このように考えていくと税金は、生活をより豊かにするだけではなく、人間が生きていくためのとても重要な役割を果たしていると思います。

大人の人たちは「税金が高い。」というようなことを口にしたりしていますが、この税の制度がなくなったら、平和に暮らすことも、生きていくことさえもできなくなるかもしれません。

でも、今、税金が正しく使われているかどうか疑問に思うところもあります。大切な税金が正しく、また弱者を助けるように使われているかどうか、みんないづも厳しい目でみて、間違っていれば正しい方向へ向かわせるように発言できる、そんな税の仕組みになるといいと思います。私は、まだ税を納めていませんが、社会をみていく目を養っていくために、新聞を読んだりニュースを見たりしていきたいと思っています。

生活を支える税

岡谷東部中学校3年

岩本^{いわた} 崇志^{たかし}さん

ぼくは、「税」について作文を書くと言われたときははじめはどんな内容のことを書けばいいのかわからなかったんですけど、それは、「税」についての知識がほとんどないっていいくらいないからです。しかし、そんなぼくでも、消費税ぐらいは知っています。

ぼくが、「税」の中でただひとつ払っているのが消費税です。

消費税は、自分自身では、はじめ消費税はない方がいいな〜というおももっていました。だけど「税」というのは、具体的には、どのようなもので、どんなことに使われているのかなどを勉強をして知ってから税に対する考え方が変わってきました。

税は、ぼくたちの、日常生活の中で様々なものにかけられています。

細かいことはよくわかりませんがたとえば酒税や消費税などもそうです。

税というのは、いっけんただの

出費のように思っていました。が税はぼくたちの生活をいろいろなところで助けてくれているなと思いました。

その理由として、医療費の負担や老人福祉などに使われる、社会保障関係費や、道路や公園などの、社会資本の充実のために使われている公共事業関係費などが、歳出額の内訳としてあるからです。

このことから、税金というのは、ぼくたちが安全にそして豊かに生活を送れるようにしてくれる心強い味方なんだな〜と、とても実感しました。

だから、「税」は人間が生きていくうえで必要なものです。

ぼくが、いづれ社会に出たら国民の三大義務でもある納税を滞納することもなくしっかりとした豊かで安心した暮らしをしていきたいなと思います。



納税と生活

岡谷東部中学校3年

藤森 将史さん
ふしもり まさし

僕たちは税について、学習会があった。

税金とは、国、県、地方が健康で文化的な生活をおくるための費用を、それぞれの人が分担してまかなうために払っている。だから国や県を維持して発展させていくために必要ということがわかった。

もし、税金を払わなかったら、僕たちは教科書をお金を払って買うことになり、校舎や体育館もお金を払って借りることになる。義務教育であるにもかかわらず、学校に通えない子がでてきてしまう。

公民の資料によると、教育費の負担が一人当り小学校では一年間、七十九万七千円。中学校では八十五万九千円。義務教育は小学校が六年間、中学校が三年間。合計七百三十五万九千円。

この金額を見て僕は驚いた。教科書をはじめ、机や校舎の修理、備品など、みんな税金によってまかなわれているのだ。

そう考えると、備品、教科書など大切に使わなければいけないという気持ちが強くなった。物を大

切に使い、次の時代へ引きついでいくことが僕たちにできる税金をムダにしない事になるのではないだろうか。

学校に関する事以外にも医療費の負担や老人福祉などに使われる社会保障関係費や道路公園などの公共事業関係費などいろいろな使い方をしている。

僕の家近くには、在宅複合型施設「ウエルハートおかや」がある。僕のおじいちゃんも週二回ほどお世話になっている。おじいちゃん、

「少ない負担で車で迎えに来てもらいおふるに入れてもらったり食事をとったりできてうれしい。」と話してくれた。

税金を上手に使う事によって人はしあわせになれる。

今の所、僕が払う税金は消費税くらいだが、税金をみんなで負担する事によりみんながしあわせに暮らすことができる。少子化によってこれからますます納める人使う人の比重が変わってきて今までは一人一人の負担が少なかったがこれから負担が大きくなっていくそうだから、税金をきちんと納めしっかりとした生活をできるようにしていきたい。

還付申告等をなさるみなさんへ

不審な電話にご用心

税務署職員や県地方事務所・市町村の税務課職員をかたり、税金を還付するためと称して、家族の勤務先の名称や電話番号などを電話で紹介するという事件が発生しています。

通常、税金の還付については、既に提出された書類等に基づき行いますので、改めて勤務先等を照会することは基本的にはありません。

このような電話があったときは、即答しないで、一度電話を切り、税務署や県地方事務所・市町村の担当課に確認をしてください。

問合せ

・ 諏訪税務署 (☎ 52-1390)

・ 諏訪地方事務所税務課

(☎ 57-2905)

・ 岡谷市役所税務課

(☎ 23-4811)

にせ税理士にご注意を

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼する方が多いと思います。その際には、法律により税理士業

務を行うことができる方に依頼してください。

納税者からの依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談は税理士など、法律により税理士業務を行える方にしかできないことになっていきます。

ところが、この時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する方が多いことに便乗して、税理士業務を行えない方が申告書の作成などを行っている場合があります。

このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑がかかる結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。

税務課 インフォメーション

今月の税金の納期

▷ 市県民税第4期

▷ 国民健康保険税第7期

納期限 **1月31日(金)**